

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会第 2 回全国障害者スポーツ大会専門委員会

次 第

日 時：令和 6 年 2 月 6 日（火） 14:00～15:30

場 所：ホテル白鳥 朱鷺の間

1. 開会

2. 報告事項

これまでの大会準備 報告事項

3. 審議事項

(1) 会場地市町村第 1 次選定（案） 審議事項 1

(2) 競技役員等編成基本方針（案） 審議事項 2

競技役員等養成基本方針（案） 審議事項 3

競技役員等養成基本計画（案） 審議事項 4

審判員・要資格運営員養成計画（案） 審議事項 5

(3) ボランティア養成基本方針（案） 審議事項 6

(4) オープン競技実施基本方針（案） 審議事項 7

4. その他

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
 島根県準備委員会 第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会
 出席者名簿 (順不同・敬称略)

	団体名	役職名	氏名	備考
1	公益財団法人 島根県障害者スポーツ協会		(欠席)	委員長
2	島根県環境生活部スポーツ振興課	課長	アオキ サトル 青木 悟	副委員長
3	島根県身体障害者団体連合会	事務局次長	ヨシオカ マサヒロ 吉岡 雅裕	代理出席
4	公益社団法人 島根県視覚障害者福祉協会	理事	イワタニ マコト 岩谷 誠	代理出席
5	島根県ろうあ連盟	連盟長	イノウエ タカシ 井上 隆	
6	島根県心身障害児(者)親の会連合会	事務局次長	ヨシオカ マサヒロ 吉岡 雅裕	代理出席
7	島根県手をつなぐ育成会	副会長	モリヤマ ケンイチ 森山 健一	
8	島根県知的障害者福祉協会	理事	ダテ シンヤ 伊達 伸也	
9	一般社団法人 島根県精神保健福祉会連合会	理事長	アベ ミサコ 安部 美佐子	
10	スペシャルオリンピックス日本・島根	副理事長	フジワラ ヒデアキ 藤原 秀晶	
11	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	事務局長	イシデ タカシ 石出 高士	代理出席
12	公益財団法人 島根県スポーツ協会	事務局長	コンドウ カズユキ 近藤 一幸	
13	島根県パラスポーツ指導者協議会	会長	ヤスイ シンイチ 安井 新一	
14	一般財団法人 島根陸上競技協会	競技運営委員長	アカキ マサヒデ 赤木 正英	
15	一般財団法人 島根県水泳連盟	事務局	モリシタ キヨシ 森下 清	
16	島根県アーチェリー連盟	審判員	オカダ タダシ 岡田 正	
17	一般社団法人 島根県卓球協会	副会長	カワイ ヒロミツ 川井 弘光	
18	島根県障害者フライングディスク協会	会長	クトウ ナオキ 工藤 直樹	
19	島根県ボウリング連盟	理事長	クロミツ ヒデタカ 黒光 秀尊	
20	島根県ボッチャ協会	副会長	ハツモリ カナメ 八森 要	
21	一般財団法人 島根県バスケットボール協会	専務理事	ニシコオリ ケンイチロウ 錦織 健一郎	
22	島根県ソフトボール協会	副会長	サトウ ヒロユキ 佐藤 弘之	
23	島根県バレーボール協会	理事長	ムラカミ アキラ 村上 享	
24	一般社団法人 島根県サッカー協会	専務理事	ホリエ ヒロオ 堀江 博生	
25	島根県特別支援学校長会	副会長	ノヅ シンイチ 野津 真一	
26	島根県特別支援学級設置校長会	会長	フジハラ ミキオ 藤原 幹夫	
27	島根県健康福祉部障がい福祉課	課長	オオシモ ヒロユキ 大下 弘之	
28	島根県教育庁特別支援教育課	課長	ヤツカ マサヨシ 八束 政義	
29	島根県教育庁保健体育課	課長	トクナガ エミ 徳永 恵美	

これまでの大会準備経過

年 月 日	内 容
平成30年 9月3日	(公財) 島根県体育協会が理事会・臨時評議員会で、第84回(2029年)国民体育大会招致を決議
9月10日	(公財) 島根県体育協会が、第84回(2029年)国民体育大会招致に関する要望書を、(公財) 島根県障害者スポーツ協会が第29回(2029年)全国障害者スポーツ大会招致要望書を、それぞれ県、県議会、県教育委員会に提出
9月26日	県議会が「第84回国民体育大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
10月25日	知事が県議会全員協議会において、両大会を2029年に招致することを表明
11月7日 11月8日	県、(公財) 島根県体育協会、県教育委員会が連名で、開催要望書を(公財) 日本スポーツ協会と文部科学省に提出
12月13日	(公財) 日本スポーツ協会国体委員会において、第84回(2029年)国民体育大会の島根県開催が了承
平成31年 1月16日	(公財) 日本スポーツ協会理事会において、第84回(2029年)国民体育大会の島根県開催が内々定
令和元年 10月1日	島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会を設置、3回にわたり会議を開催
令和2年 6月3日	島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会検討懇話会の提言書を岸本強座長より知事に提出
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省・スポーツ庁及び鹿児島県の4者が鹿児島国体及び鹿児島大会を令和5年に開催することを決定し、これにより本県で開催予定の第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会を令和12年に1年延期することが決定
10月2日	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会設立総会・第1回総会を開催
令和3年 3月22日	準備委員会第1回常任委員会を開催

年 月 日	内 容
令和3年	7月29日 準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催
	9月7日 準備委員会第1回広報・機運醸成専門委員会を開催
	10月7日 準備委員会第2回総務企画専門委員会を開催
	10月12日 準備委員会第2回常任委員会を開催
令和4年	2月16日 準備委員会愛称・スローガン選定部会を開催
	3月7日 準備委員会第2回広報・機運醸成専門委員会を開催
	3月11日 準備委員会第3回総務企画専門委員会を開催
	3月11日 準備委員会第1回競技運営専門委員会を開催
	3月16日 準備委員会第2回総会を開催
	10月20日 準備委員会第3回広報・機運醸成専門委員会を開催
	12月7日 準備委員会第4回総務企画専門委員会を開催
	12月16日 準備委員会第3回総会を開催
令和5年	1月17日 準備委員会第2回競技運営専門委員会を開催
	2月17日 準備委員会第5回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
	3月9日 準備委員会第3回常任委員会を開催（書面開催）
	7月11日 準備委員会第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
	7月14日 準備委員会第4回総会を開催（書面開催）
	7月27日 準備委員会第1回広報・地域づくり専門委員会を開催
	9月4日 準備委員会第6回総務企画専門委員会を開催
令和6年	2月6日 準備委員会第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会決定事項

○第4回総会（令和5年7月14日）

- ・令和4年度事業報告
- ・令和4年度収支補正予算（第2号）会長専決処分
- ・令和4年度収支決算
- ・令和5年度暫定収支予算会長専決処分
- ・令和5年度事業計画
- ・令和5年度収支予算

各委員会の会議資料については、以下県のHP配下にPDFファイルをアップしています。

【島根県HP】

くらし > 文化・スポーツ > スポーツ > 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会 > 準備委員会

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/sports/dai84kaikokusupo_dai29kaisyouspo/junbiiinkai/

（右記QRコードも同様のページへ遷移します。）



第29回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村（第1次選定）（案）

審議事項1
関係資料

※取扱注意

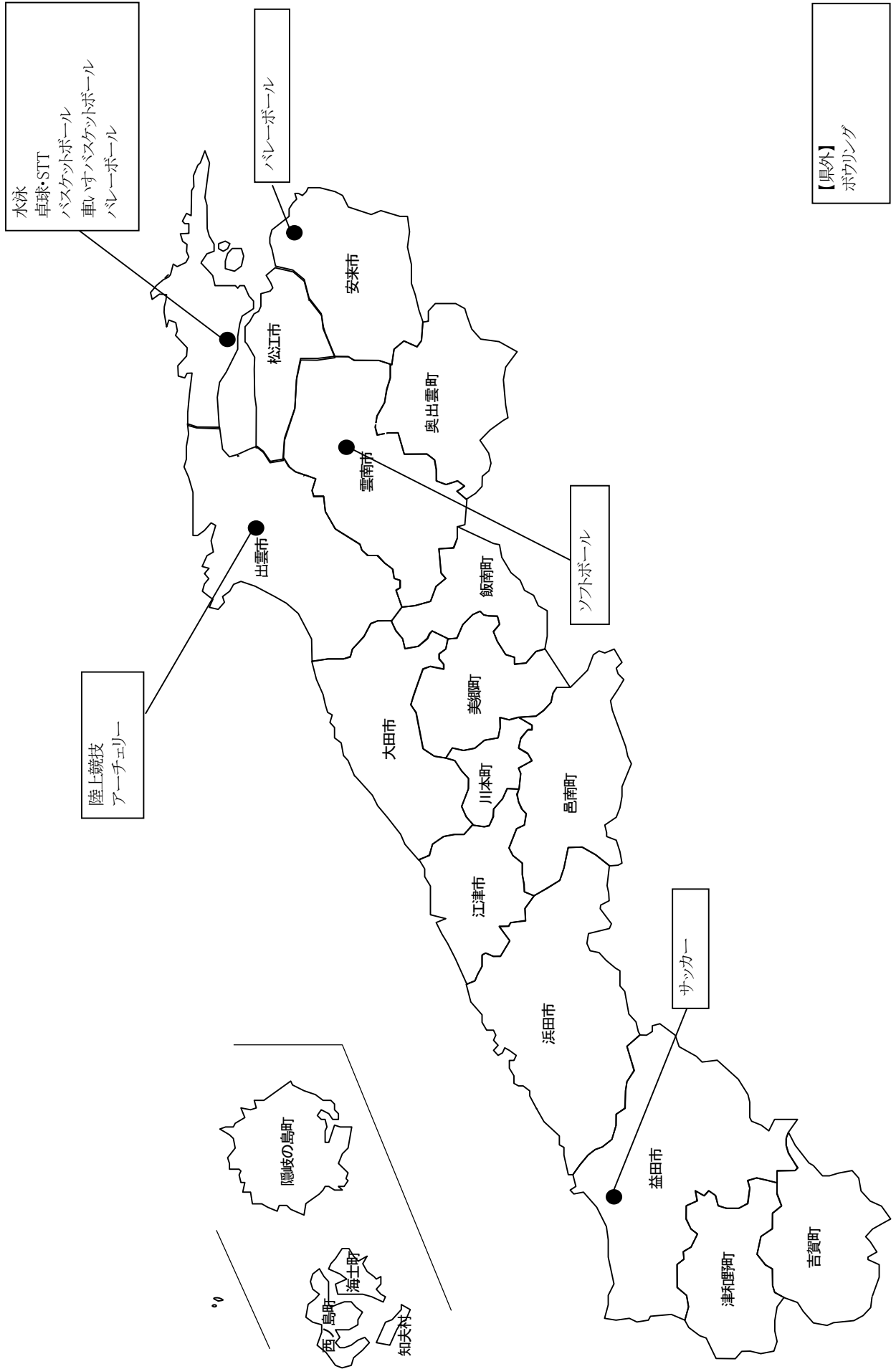
競技名 (※1)	独自	区分			市町村名	開催予定施設 (※2)	選定状況
		身	知	精			
個人競技		○	○		出雲市	県立浜山公園陸上競技場	第1次
		○	○		松江市	県立水泳プール	第1次
		○			出雲市	出雲市内特設会場	第1次
		○	○	○	松江市	くにびきメッセ (島根県立産業交流会館)	第1次
	●	○	○				調整中
				○	県外	(国スポと同会場)	第1次
	●	○					調整中
団体競技				○	松江市	松江市総合体育館	第1次
	●	○			松江市	松江市総合体育館	第1次
				○	雲南市	雲南市内特設会場	第1次
	●	○					調整中
	●			○			調整中
			○		松江市 安来市	鹿島総合体育館 安来市民体育館	第1次
				○			第1次
			○	第1次			
サッカー				○	益田市	県立サッカー場 益田運動公園陸上競技場	第1次

(※1) 本県で開催予定の島根かみあり全スポの実施競技は、令和6年中に(公財)日本パラスポーツ協会が決定する予定のため、今後変更となる可能性がある

(※2) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、国スポに係る中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある

(※3) STT：サウンドテーブルテニスの略

第29回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村第1次選定(案)



【県外】
ボウリング

第 29 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針（案）

第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における競技役員等の編成は、全スポにおける各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 全スポの競技役員等の編成は、島根県準備（実行）委員会が、競技団体等と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体及び会場地市町村の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義及び編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 針
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者が編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の仕事の補助に携わる者	県、会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技団体関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 針
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	県及び会場地市町村関係者をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の仕事の補助に携わる者	県、会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

- (2) 全スポの競技役員等の編成案は、島根県準備（実行）委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

① 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

② 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 29 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針（案）

第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、全スポ後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体等と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町村及び県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員及び資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員及び資格が必要な運営員については、資格の取得及び資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場及びその周辺において確保することを目標として養成する。

第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画(案)

1 趣旨

第29回全国障害者スポーツ大会(以下「全スポ」という。)の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第29回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

2 養成対象

競技役員(審判員・運営員)、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

3 業務分担

- (1) 競技役員(審判員・運営員)および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 全スポの競技会係員及び競技会補助員については、県が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村が連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

4 養成方法

(1) 競技役員(審判員・運営員)の養成方法については、次のとおりとする。

- ① 県内講師による県内講習会
- ② 中央及びブロック競技団体講師による県内講習会
- ③ 中央及びブロック競技団体主催の講習会への派遣
- ④ 中央及びブロック競技団体主催への大会への派遣

(2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。

- ① 県内講師による県内講習会
- ② 中央及びブロック競技団体講師による県内講習会

5 養成スケジュール

年度/開催前年				R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
区分/養成方法/養成団体				6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得、資格維持、資質向上							
	運営員	要資格運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得、資格維持、資質向上						
		その他の運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	養成、資質向上						
競技補助員		県内講習会	競技団体	養成、資質向上							
競技会係員		県内講習会	県	養成							
競技会補助員		県内講習会	県	養成							

6 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況を踏まえて毎年見直しを行う。

第 29 回全国障害者スポーツ大会審判員・要資格運営員養成計画（案）

1 趣旨

第 29 回全国障害者スポーツ大会の各競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を目的に、審判員及び要資格運営員の資格取得、資格維持及び資質向上を図るため、審判員・要資格運営員養成計画を作成し、計画的かつ円滑に事業を推進する。

2 基本的事項

下記に基づいて第 29 回全国障害者スポーツ大会審判員・要資格運営員養成計画を作成する。

- (1) 第 29 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針
- (2) 第 29 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針
- (3) 第 29 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画
- (4) 国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準（（公財）日本スポーツ協会）
- (5) 先催県における競技会運営状況
- (6) 競技団体役員数の現状

3 養成目標数

第 29 回全国障害者スポーツ大会 審判員及び要資格運営員の養成目標数

4 養成年次計画

各競技団体が養成年次計画を作成して養成する。

5 養成方法

中央講習会等への派遣及び県内講習会の開催等により養成する。

6 その他

毎年各競技団体の養成状況を確認し、適宜計画を見直すこととする。

<参考>

第29回全国障害者スポーツ大会 審判員・要資格運営員養成目標数

No.	内訳 競技名	競技 役員数	資格が必要な競技役員数			県外からの派遣数			県内 必要数 ⑦= ③-⑥	開催時 ^{*1} 従事 見込数 ⑧	不足数 ⑨= ⑦-⑧	養成 ^{*2} 目標数
			審判員 ①	要資格 運営員 ②	計 ③= ①+②	中央 ④	近県 ⑤	計 ⑥= ④+⑤				
1	サウンドテーブルテニス	21	13	0	13	3	0	3	10	0	10	13
2	フライングディスク	144	80	64	144	2	33	35	109	22	87	114
3	ボッチャ	94	69	0	69	5	10	15	54	7	47	62
4	車いすバスケットボール	84	18	0	18	11	0	11	7	0	7	10
5	グラウンドソフトボール	62	24	4	28	0	0	0	28	0	28	38
6	フットソフトボール	62	24	4	28	0	0	0	28	0	28	38
合計		467	228	72	300	21	43	64	236	29	207	275

※1 開催時従事見込数：2030年の第29回全国障害者スポーツ大会開催時に審判員・要資格運営員として活動できる県内有資格者数

審判員の年齢（定年制を含む）や審判員以外（選手・監督等）で全スポに参加する等の理由により、今後の審判員養成の対象外となるものを除く

※2 養成目標数：原則として、⑨不足数に1.3を乗じた数（1.3倍の安全率は途中で資格取得が困難になった場合の減少数を考慮して設定）

第29回全国障害者スポーツ大会 ボランティア養成基本方針（案）

第29回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者をサポートするため、大会参加者や一般観覧者を温かくもてなす「大会運営ボランティア」をはじめ、手話や要約筆記等の専門技能で情報提供を行う「情報支援ボランティア」、選手団と行動を共にし、選手の実力を最大限に引き出す「選手団サポートボランティア」など、各種ボランティアを計画的に養成する。

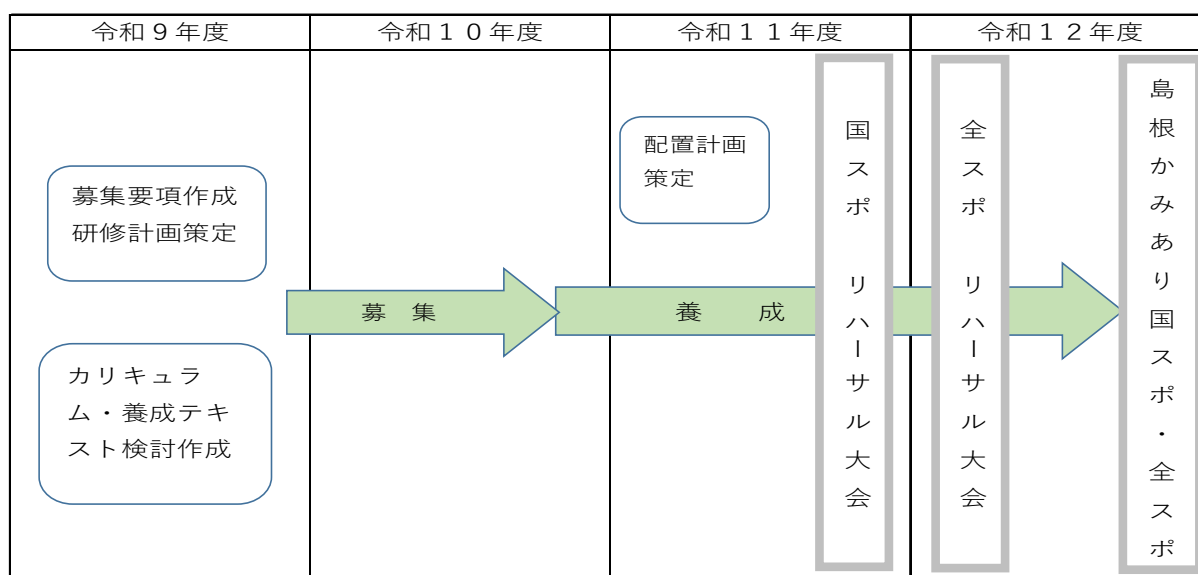
1 大会運営ボランティア

大会参加者及び一般観覧者をおもてなしの心でお迎えするため、第84回国民スポーツ大会と連携して、大会運営ボランティアを広く県民から募集する。

(1) 種別及び内容（想定）

種別	内容	人数
案内・介助	総合案内所などでの案内・誘導・介助	3,500人
会場整理	観客の改札、案内、誘導等	
会場美化	飾花の管理、会場内の清掃等	
会場サービス	弁当・飲み物の配布等	
式典	開・閉会式等の式典補助	
おもてなし広場	おもてなし広場の運営補助等	

(2) 養成スケジュール



2 情報支援ボランティア

聴覚障がい者への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、関係団体等の協力を得ながら、各種情報支援ボランティアを養成する。

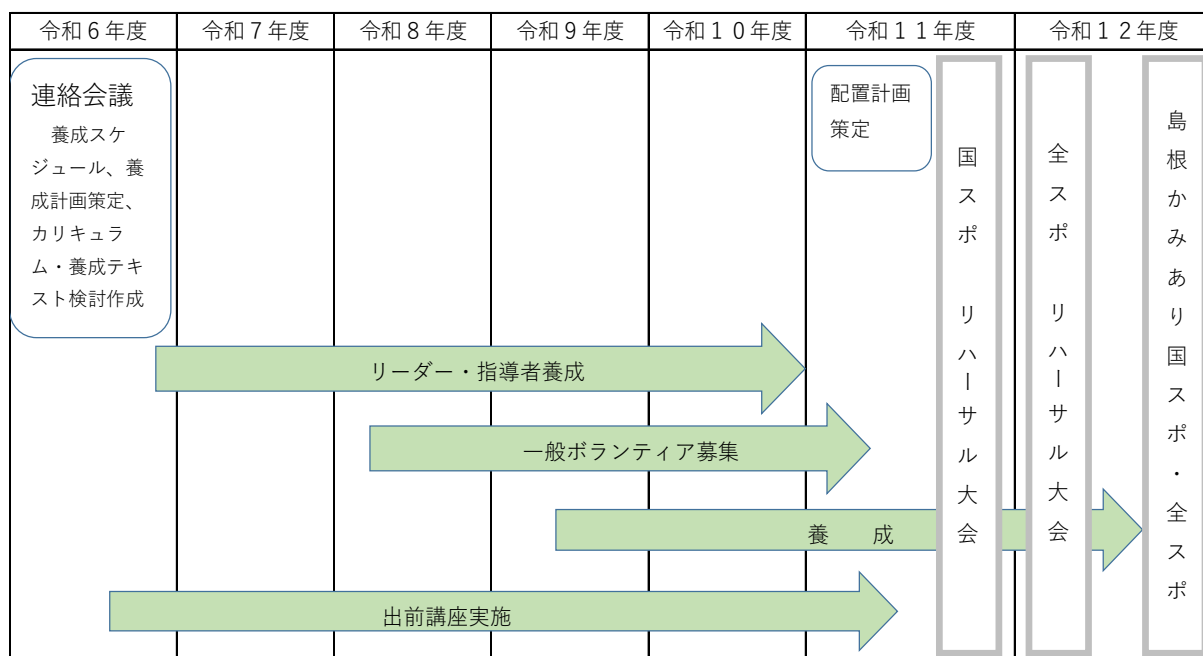
(1) 種別及び内容（想定）

種別		内容	人数	
手話		手話による情報の提供及びコミュニケーション保障	400人	
要約筆記	手書き	ノートテイクやホワイトボードを使用した情報の提供	150人	200人
	パソコン	パソコンに入力したデータ情報による情報の提供	50人	
合計			600人	

(2) 養成協力団体

社会福祉法人島根県社会福祉事業団（島根県聴覚障害者情報センター）等

(3) 養成スケジュール



3 選手団サポートボランティア

大会に参加する選手及び役員の介助・誘導等のサポートを行い、大会運営の円滑化を図るとともに、選手との交流を通して次世代の若者が障がいのある人への理解を深め、大会終了後も、様々なボランティアとして地域で活躍するきっかけとなるよう、学生等で構成する選手団サポートボランティアを養成する。

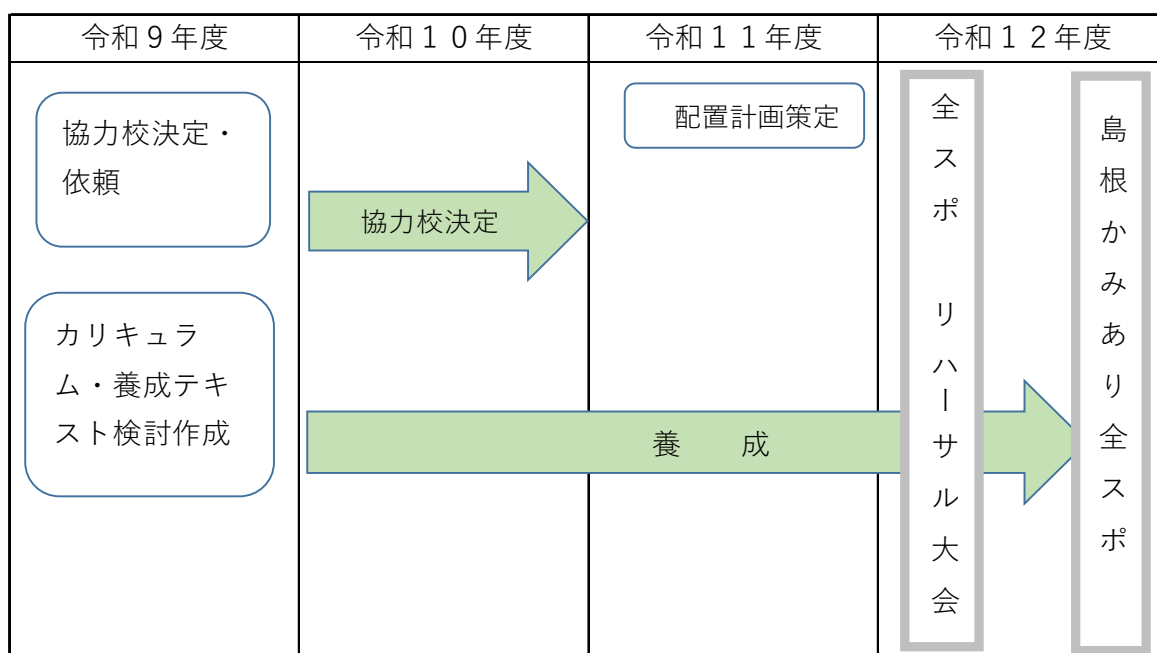
(1) 種別及び内容（想定）

種別	内容	人数
選手団サポート	選手団の歓送迎・介助・誘導・交流等	800人

(2) 養成協力団体

大学・専門学校 等

(3) 養成スケジュール



第 29 回全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針（案）

第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下「島根かみあり全スポ」という。）におけるオープン競技は、「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」及び「第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に定めるもののほか、この基本方針により実施する。

1 趣旨

障がい者が日常的にスポーツに親しむことができる環境を整え、皆でスポーツを楽しむことで人と人との絆を育み、障がいへの理解を深め、ともに支え合う社会を目指す大会とするために有効な競技を公募により選定し、実施する。

2 実施競技及び実施期間

- (1) オープン競技は、「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技及び団体競技（以下「正式競技」という。）以外の競技とする。
- (2) オープン競技は、原則として、「島根かみあり全スポ」の開催期間内に実施する。
- (3) オープン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するものとし、実施方法及びその他必要な事項は別に定める。

3 競技運営及び経費負担

- (1) オープン競技の開催にあたり必要となるすべての業務は、オープン競技の実施団体（以下「実施団体」という。）が主体的に行う。
- (2) オープン競技の開催にあたり必要となる経費は、実施団体が負担する。

4 選定基準

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、決定する。

- (1) 実施団体が自主運営により競技会を実施できること。
- (2) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (3) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (4) 既存・既設施設で競技会を実施できる（新たな施設整備が不要である）こと。

オープン競技について（概要）

1. オープン競技とは

開催県が、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

2. 先催県のオープン競技種目

開催年	開催県	種目	開催数
2022年	栃木県	車いすダンス、スポーツウェルネス吹矢、卓球バレー	3
2023年	鹿児島県	スポーツウェルネス吹矢、ふうせんバレーボール、電動車椅子サッカー	3
2024年	佐賀県	ふうせんバレーボール、卓球バレー、ソーシャルフットボール、電動車椅子サッカー、スポーツウェルネス吹矢、ウォーキングフットボール、ブラインドテニス、パラサーフィン	8
2025年	滋賀県	知的障害者バドミントン、ゴールボール、スポーツウェルネス吹矢	3
2026年	青森県	ブラインドテニス、ファイン・ボール、デフボウリング	3

3. 開催された主な種目の解説

車いすダンス	卓球バレー
車いすに乗っている人を” ウェルチェア・ドライバー”、立ち役の健常者を”スタンディング・パートナー”と呼び、ペアを組んで社交ダンス（ボールルームダンス）を踊ります。	木の板をラケットとして使い、音のなるピンポン球を使います。障がいのある人もない人も障がいの重い人も軽い人も、年齢を問わずだれでも簡単に参加することができる競技です。
スポーツウェルネス吹矢	ブラインドテニス
5～10mはなれた円形の間とに腹式呼吸を使って5本の矢を放ち、その合計得点を競い合うスポーツです。	コートは、バドミントンコートを使用し、音のなるボールを使ってネット越しにボールを打ち合います。